

神奈川県当事者目線の障害福祉推進 条例とともに生きる社会を目指して

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室利用者支援グループ

1 条例制定に至った背景と経緯

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。神奈川県（以下「本県」という。）はこのような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年10月に県議会と共同で、「あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にすること等を定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、現在、ともに生きる社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

また、県立障害者支援施設の利用者に対す

るより良い支援の在り方について検討を進める中で「当事者目線」の重要性に改めて気付くとともに、障害者との対話を重ね、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至りました。

令和3年6月、本県における障害福祉の将来の在り方を議論する「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下「将来展望検討委員会」という。）を設置。将来展望検討委員会における議論の過程において、中長期的なビジョンに基づく様々な提言がなされ、県議会からビジョンの実現に向けた普遍的な仕組みの構築が求められました。仕組みづくりに当たっては、憲章、計画、宣

言、条例などのあらゆる手段を検討するようにとの議会からの意見を受け、検討した結果、県民の代表である県議会の議決を得て制定される条例が最も適していると判断し、県、事業者、県民等が当事者目線の障害福祉の推進に向けて取り組むべき責務等を明らかにする、新たな条例「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」（以下「条例」という。）の制定を目指すこととしました。

こうした議論と並行して、本県は、令和3年11月に、これまでの障害福祉の在り方を根本的に見直し、当事者目線の障害福祉に転換することの決意を、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」として発信しました。

神奈川県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を制定した（条例第57号として、令和4年10月21日公布、令和5年4月1日施行）。当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念、県・県民・事業者等の責務、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図っていく。これにより、障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資することを目的としている。

条例制定に向けては、県議会との議論や、県内33市町村、約60の関係団体などの意見交換を重ねながら進めてきました。令和4年3月に条例骨子案を県議会厚生常任委員会に報告するとともに、同年4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施しました。寄せられた610件の意見等を踏まえ、条例素案を同年7月に同厚生常任委員会へ報告した後、更なる検討を加え、同年9月に条例議案を県議会へ提出。同年10月7日の同厚生常任委員会において「施策の推進に当たっては、障害当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善など実効性を担保するための財政支援と推進体制の

条例制定に向けては、県議会との議論や、県内33市町村、約60の関係団体などの意見交換を重ねながら進めてきました。令和4年3月に条例骨子案を県議会厚生常任委員会に報告するとともに、同年4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施しました。寄せられた610件の意見等を踏まえ、条例素案を同年7月に同厚生常任委員会へ報告した後、更なる検討を加え、同年9月に条例議案を県議会へ提出。同年10月7日の同厚生常任委員会において「施策の推進に当たっては、障害当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善など実効性を担保するための財政支援と推進体制の

図表 条例の全体構成

<p>《前文》平成28年7月、障害者支援施設の津久井やまゆり園において、19名の尊い生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないよう、県は同年10月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指してきた</p> <p>我が国は、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自立と社会参加の取組が進められ、平成26年、障害者権利条約が批准されるに至ったが、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことのできる社会環境の整備は道半ばである。誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会を目指し、県民、事業者、行政が一体となって取組を進める普遍的な仕組みが必要であり、当事者目線の障害福祉を推進していくための基本的な規範として、この条例を制定する</p>	
<p>【総則的規定】（第1条から第7条）</p> <p>《目的》当事者目線の障害福祉（関わる誰もが障害者の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、必要な支援を受けながら暮らせるための社会環境の整備により実現する障害者の福祉）の推進について、基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、障害を理由とする差別や虐待を受けない、本人の望む暮らしの実現と、誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資する</p>	
<p>《基本理念》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自律した存在として主体的に生き方を追求でき、個人の尊厳が重視される ②一人ひとりの自己決定が尊重される ③本人が希望する場所で希望するよう暮らすことができる ④性別、年齢、特性及び生活実態に応じて関係者が連携し、可能性が尊重される ⑤障害者に関わる人々も喜びを実感できる ⑥多様な人々による地域社会の構成の下、全ての県民が障害及び障害者に対する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組む 	<p>《定義》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この条例における「障害」「障害者」「当事者目線の障害福祉」「意思決定支援」「障害福祉サービス提供事業者」について定義 <p>《責務等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の責務、障害福祉サービス提供事業者を含む事業者・県民の責務を規定 ○ 県は、施策の推進に当たり、市町村と連携・協力するとともに、市町村の取組に対する情報提供、助言その他必要な支援を行う旨を規定
<p>【基本的規定～実体的規定】（第8条から第26条）</p>	
<p>《基本的な計画の策定と盛り込む施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、当事者目線の障害福祉を総合的、計画的に推進するため、県、事業者、県民が取り組むべき施策等の実行プランを策定し、実施状況を公表 	<p>《広域的な調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間の均衡を図るための取組 ○ 自立支援協議会の活動の推進等 ○ 人材の確保、育成等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保、育成、技術向上のための情報提供、研修その他の措置 ・ 職場定着のための就労実態の把握、従事者の心身の健康の維持及び増進・処遇の改善に資する措置 ・ 障害者の福祉に係る職場への関心を高めるための広報、接する機会の提供等
<p>《意思決定支援と権利擁護、家族等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な意思決定支援の実施体制の整備、意思決定支援に関する研修の実施 ○ 障害を理由とする差別、虐待等の禁止 ○ 差別解消の推進、虐待等の防止のための措置 ○ 障害者の家族等に対する相談、助言その他の支援 	<p>【雑則（補則）】（第27条）</p> <p>《財政措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政上の措置
<p>《政策立案過程への障害者の参加、障害者主体の活動の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議体等への障害者の参加推進 ○ 障害者主体の活動への理解促進、普及啓発、連携体制づくり 	<p>【附則】</p> <p>《施行期日》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年4月1日 <p>《条例の施行後の検討》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例施行から5年を経過することに検討
<p>《当事者目線の障害福祉の推進のための体制整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯にわたる障害者への支援体制の整備 ○ 高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携 ○ エビデンスに基づく支援手法に関する国内外の情報収集、調査研究 ○ 地域生活支援及び社会参加の促進を図る中核的拠点の整備（ソフト事業） 	

機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと」との意見が付されて、全会派が賛成して可決され、同年10月14日の県議会本会議において全会一致で可決、同月21日に公布しました。

2 条例の内容

条例の全体構成を図表に示し、後の項で設計・特徴等について解説します。

3 条例の設計、特徴

(1) 当事者目線の障害福祉とは

定義規定において「当事者目線の障害福祉」とは「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう」と定義しています。

(2) 条例の対象範囲

条例は、全ての障害者を対象としており、定義規定に、条例における「障害者」は障害者基本法に基づく「障害者」である旨を定めています。かつ、後の規定において県民、事業者等の責務、市町村との連携などを定めており、こうした観点から県全体で取組を進めるための条例です。

(3) 県の責務

まずは条例の理念を県民、事業者等に理解してもらうことが重要であり、そのため「県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行う」旨の規定を、県の責務の中に位置付けています。

(4) 基本計画の策定

基本計画は、いつまでに何を行うか、という施策の実施についての基本的な計画です。知事はこれを定め、毎年度、実施状況について、インターネット等の方法で公表し、PDCAサイクルを回していくこととしています。

(5) 意思決定支援の推進

本県は、津久井やまゆり園事件の後、同施設を中心に、利用者一人一人にはそれぞれ尊重されるべき意思があるという前提に立ち、本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者全員の意思決定支援に取り組んできました。今後は、この意思決定支援の取組で得た知見等を活かし、まずは県内の障害者支援施設への普及を目指すこととしています。条例において「事業者」と区分して「障害福祉サービス提供事業者」の定義を置いた理由は、意思決定支援に取り組むよう努める事業者の対象範囲を明確にする意図です。

(6) 差別、虐待等の禁止

何人も障害を理由とする「差別」、「虐待」の他、個人としての尊厳を害する行為を禁止しています。また、これらの行為に関する相談窓口について、体制を整備する旨を、後の条で規定しています。

(7) 社会的障壁の除去と合理的配慮

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、障害者から社会的障壁の除去に関する意思の表明があった場合に合理的配慮を行う旨が規定されていますが、条例では「意思の表明がない場合においても」合理的配慮に努めるものとしています。

(8) 障害福祉に係る政策決定過程への障害者の参加の推進と、障害者主体の活動の促進

県が実施する審議会等の会議への障害者の参加を推進するとともに、県内各地で行われている「本人活動」、「当事者活動」、「ピアサポート」といった活動を「障害者主体の活動」として、県が支援することを定めています。

(9) 体制整備等

条例に関する施策を推進していくため、「生涯にわたる障害者への支援体制の整備」、「自立支援協議会の推進等」、「人材の確保、育成等」など、体制整備や広域的な調整等について定めています。人材の確保、育成等には、当事者や関係団体、議会等の意見を踏まえ、より具体的な事項を盛り込んでいます。

4 条例に関連した今後予定している取組

条例の公布後、令和5年4月の施行に向け、県民に配布される県の広報紙『県のたより』に特集記事を掲載したほか、障害者の方々と知事との会談記事を新聞に掲載するなど県民への周知啓発を進めており、今後も、県民、市町村、関係団体に対する情報提供を密にし、理念の共有に取り組んでいきます。

また、実効性の担保の観点では、障害者基本法に基づき策定している「かながわ障がい者計画」や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき策定している「神奈川県障がい福祉計画」等、既存の計画との整合性に配慮しながら、条例に位置付けた基本計画を策定し、施策を推進していきます。

5 課題と今後の展望

条例の制定は、ゴールではなく当事者目線の障害福祉のスタートです。短期的、中期的な展望としては条例の理念を県民に普及啓発するとともに、具体的な施策を着実に進めることが重要です。

その先にある長期的な展望としては「ともに生きる社会かながわ憲章」や条例の理念が

当たり前になっている社会を目指すことです。今後「ともに生きる社会」を目指して、より一層「当事者目線の障害福祉」を推進していきます。

●第71号(2022年11月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 誰一人取り残さない社会へー自治体の孤独・孤立対策ー

誰一人取り残さない社会の実現に向けた孤独・孤立対策
孤独・孤立対策の取組について
「伴走型支援」とは何か～つながりが物語を創る～
社会的孤立から考えるひきこもり・8050問題
障害者の社会的孤立と支援について
ウィズコロナ時代の生活困窮者支援と孤独・孤立対策

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

札幌市動物園条例
地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

・トピックス

第12次地方分権一括法の解説
改めて考えよう!自治体の情報セキュリティ～尼崎市のUSBメモリー紛失事故をきっかけとして～
「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視」の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい(フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 FAX: 0120-953-495 URL: <https://gyosei.jp>)

受付時間: 月～金 9時から17時

Web
サイト